

UNDOKAI WORLD CUP 2024 協賛規約

UNDOKAI WORLD CUP 2024 協賛規約（以下「本規約」といいます。）は、UNDOKAI WORLD CUP実行委員会（以下「当委員会」といい、本規約においては運営主体である株式会社パソナグループを指すものとします。）が主催するUNDOKAI WORLD CUP 2024（以下「本大会」といいます。）への協賛に関する事項を定めることを目的とします。

第1条（適用の範囲）

本規約は、本大会へ協賛する企業または団体（以下「協賛者」といいます。）と当委員会との間に適用されます。

第2条（申込と成立）

1. 本大会への協賛を希望する企業または団体（以下「申込者」といいます。）は、当委員会所定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載のうえ当委員会内のUNDOKAI WORLD CUP運営事務局（以下「当事務局」といいます。）宛に提出または送信して申込を行うものとし、当事務局が当該申込に対して受諾連絡を行った時点で申込者と当委員会との間で本大会への協賛に関する契約が成立し、申込者に対して本大会への協賛者としての資格（以下「協賛資格」といいます。）が付与されるものとします（以下、協賛資格を付与された申込者を「協賛者」といいます）。なお、申込書の必要事項を記載いただけない場合は、申込を受理できない場合があります。
2. 当委員会は、その裁量により申込書の受理を拒否することができるものとし、その理由を申込者に開示する義務を負わないものとします。

第3条（協賛内容）

協賛者は、以下のいずれかの協賛方法を選択できるものとします。なお、複数の方法による協賛を妨げるものではありません。

- （1）広告レギュラープラン：申込書にて選択したスポンサーランクに従い、申込書にて指定した金額を当委員会にお支払いいただくことにより、本大会へ協賛していただく方法。
- （2）サンプリング協賛：申込書にて指定した内容の物品を当委員会に提供していただくことにより、本大会へ協賛していただく方法。

第4条（広告協賛レギュラープラン）

協賛方法として広告協賛レギュラープランを選択した場合、協賛者には、申込書記載の協賛金（以下「協賛金」といいます。）に消費税を付加した金額につき、当委員会からの請求書にて指定する期日までに、当委員会の指定する銀行口座への振込により当委員会へお支払いいただきます。振込手数料は協賛者の負担とします。なお、お支払いいただいた協賛金は、第

15条の場合を含め返金しないものとします。

第5条（サンプリング協賛）

1. 協賛方法としてサンプリング協賛を選択した場合、協賛者には、申込書記載の協賛品（以下「協賛品」といいます。）を、申込書に記載の期日までに、当委員会の指定する方法で当委員会に納品していただきます。ただし、当委員会が別途納品日を定めた場合はこの限りではありません。なお、納品にかかる費用は協賛者にご負担いただきます。
2. 納品していただいた協賛品は、第15条の場合を含め返品しないものとします。
3. 協賛者が協賛品を第1項の期日までに納品しなかった場合は、当委員会は同種同等の品物を自己の判断で別途調達のうち、調達に要した費用を協賛者に請求できるものとします。

第6条（広告協賛スペシャルプラン及び広告協賛レギュラープランに付随する権利）

広告協賛スペシャルプラン及び広告協賛レギュラープランを選択した協賛者（以下「広告協賛者」といいます。）は、本大会および本大会に関する広告・宣伝活動において、次の各号に定める広報活動を行うことができるものとします。

- (1) 広告協賛者の製品、広告および販促物等（以下「広告協賛者製品等」といいます。）への本大会の名称およびロゴ（以下「大会ロゴ等」といいます。）の使用。なお、大会ロゴ等の使用に際しては、広告協賛者は使用の態様がわかる資料を当委員会に提出のうち、当委員会の事前の承諾を得るものとします。
- (2) 次条に定める制作物、本大会に関する各種媒体への広告、および本大会会場内の掲示物等への広告協賛者の企業名または団体名の表示、並びに広告協賛者の作成した広告物等の本大会会場内への掲示。
- (3) 本大会公式ホームページへの協賛者の企業名または団体名、およびロゴの掲載。

第7条（知的財産権）

本大会の制作物（大会公式ホームページ、ポスター、チラシ、グッズ等を指し、以下「制作物」といいます。）、本大会の名称、ロゴの所有権および知的財産権は当委員会に留保されるものとし、協賛者が制作物を利用する場合は、当委員会の事前の承諾を得るものとします。

第8条（物販）

本大会の会場（以下「本会場」といいます。）における制作物をはじめとした各種物品の販売・配布等（以下「物販」といいます。）については、原則として当委員会または当委員会が指定する者が行うものとし、協賛者が本会場における物販を希望する場合には、当委員会の事前の承諾を得るものとします。

第9条（協賛者名等の利用承諾）

当委員会は、協賛者の企業名または団体名およびロゴを、本大会の告知広告、大会公式ホームページ等に掲載することができるものとし、協賛者は申込書提出時点でこれに同意したものとします。

なお、協賛者が第10条の協賛資格の有効期間満了をもって協賛資格を喪失した場合においては、協賛者から別段の指示があった場合を除き、過去の協賛者として企業名または団体名およびロゴが前記媒体に掲載される場合があることについても、同様に同意したものとします。

第10条（協賛資格の有効期間）

協賛資格の有効期間は、協賛資格が付与された日から2024年11月4日までとし、協賛者は本大会の終了をもって協賛資格を失うものとします。

第11条（協賛資格の譲渡禁止）

協賛者は、協賛資格を第三者に譲渡することはできないものとします。ただし、当委員会が承諾した場合はこの限りではありません。

第12条（協賛資格の剥奪）

協賛者が本規約に違反した場合、および当委員会または本大会のイメージ、品位、信用等を害する事情が認められたときは、当委員会は協賛者に通知することにより、協賛資格を喪失させることができるものとします。この場合において、当委員会は当該協賛者に対し、既に納付された協賛金及び協賛品を返還せず、未納の協賛金を請求できるものとします。また、協賛資格の剥奪により協賛者に損害が生じたとしても、当委員会は一切の責任を負わないものとします。

第13条（協賛資格喪失後の措置）

協賛資格の喪失後は、広告協賛者は本大会の名称およびロゴを、遅滞なく広告協賛者製品等から削除するものとします。但し、広告協賛者製品等のうち、すでに第三者への販売・配布等がされた製品・販促物等の回収の義務は負わないものとします。

第14条（本大会の中止等）

1. 当委員会は、本大会への参加申込者（以下「申込者」といいます。）または本大会への参加者（以下「参加者」といいます。）が少数である場合や、天候その他の理由により、自己の判断で本大会の実施日の変更、実施競技の変更、賞品の変更、または本大会の全部または一部の中止等を行うことができるものとします。この場合、当委員会は本大会ホームページ等でこれを協賛者に告知するものとします。
2. 主催者の故意・重過失によるものを除き、本大会開催の中止・中断が判断された場合も協賛金の返金・協賛品の返品はいたしません。なお、本大会開催の中止・中断が判

断された場合、受領した協賛金及び協賛品は、本大会開催準備のための費用に充当し、必要に応じて配布することができるものとします。前記の後、残った協賛金及び協賛品は、当委員会が指定するスポーツの振興を目的とする公益財団法人・公益社団法人に寄付するなど適宜処分することができるものとします。

3. 本大会の不開催が、当委員会の故意・重過失による場合、当委員会は、協賛金及び協賛品をすみやかに返還するものとします。協賛者は、当委員会に対し、前記の返還を除き、本大会不開催により生じた損害を請求できないものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 協賛者は、自ら（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったことおよび反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約するものとします。
2. 協賛者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当委員会の信用を毀損し、または当委員会の業務を妨害する行為、およびその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約するものとします。
3. 当委員会は、協賛者について第1項の表明に反することが判明した場合または前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに協賛者の協賛資格を喪失させることができるものとします。なお、この場合において、当委員会は、当該協賛者に対する本規約に定める一切の義務（秘密保持義務を含む）を免除されるものとし、協賛者に損害が生じたとしても、当委員会は一切の責任を負わないものとします。

第16条（管轄）

本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（規約の変更）

1. 当委員会は、当委員会の判断で本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当委員会は事前に協賛者に変更内容および変更後の規約の適用開始日を通知するものとし、当該適用開始日より変更後の規約が適用されるものとします。

第18条（適用開始日）

本規約は、2024年6月1日より適用いたします。

UNDOKAI WORLD CUP 実行委員会（運営：株式会社パソナグループ）